



2024年9月13日

各位

会社名 株式会社 ミサワ  
代表者名 代表取締役社長 三澤 太  
(コード：3169 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 裕之  
(TEL. 03-5793-5500)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

譲渡制限付株式報酬制度として当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び当社の従業員に交付する自己株式への充当を目的として自己株式の取得を行うものです。

2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式  |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 60,000株（上限）<br>(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 0.85%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 40,000,000円（上限）                               |
| (4) 取得期間       | 2024年9月17日から2025年4月30日                        |
| (5) 取得の方法      | 東京証券取引所における市場買付                               |

(ご参考)

2024年8月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 7,094,965株

自己株式数 17,435株

以上